

3 開発行為に係る基準

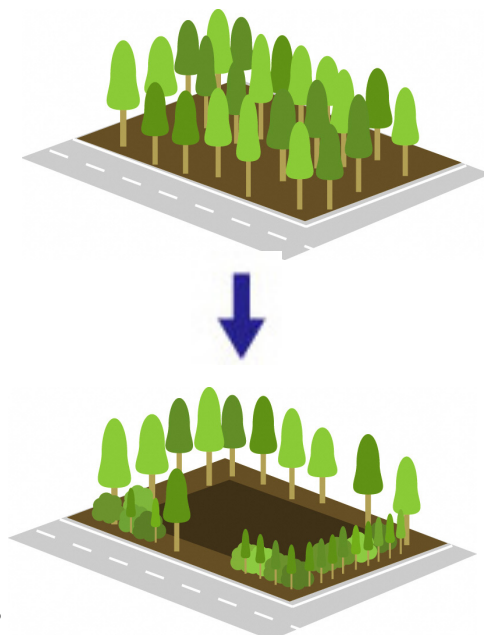
- 可能な限り、既存樹木の保全を図ること。
- 植栽にあたっては可能な限り、道路境界側に配置すること。

【手法例】

- ・可能な限り区域内の既存樹木の保全を図る。
- ・道路境界側に植栽するなど沿道に連続した緑を創出する。



- ・緑の潤いを感じられる街並みの形成を図ります。



- 斜面地の開発では大規模な法面、擁壁を生じないようにすること。
- 法面が生じた場合は、法面の部分もしくは法面の上下部分を植栽し、斜面地の緑の連続性が形成されるよう工夫すること。

【手法例】

- ・可能な限り区域内の既存樹木の保全を図る。
- ・法面に緑化をおこなう。



- ・大規模な法面、擁壁から受ける圧迫感の軽減を図ります。

